

広島県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
かめよし皮膚科・アレルギー科	廿日市市阿品三丁目一番六号	令和七年二月二六日